



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） ..... 1

**公 告**

- 知事の職務代理者（秘書課） ..... 2
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・5件（都市計画・モノレール課） ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） ..... 2

## 告 示

### 沖縄県告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 石垣市字桃里伊野田165番992（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
  - 3 解除の理由 用排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 名護市字伊差川から大北五丁目地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年9月30日から平成30年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）

### 沖縄県告示第519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字山川から字喜屋武地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年9月25日から平成30年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成29年10月24日から同月26日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 久茂地3丁目、牧志1丁目地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 前島文教地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 久茂地3丁目、牧志1丁目地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画学校の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 久茂地小学校
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 那覇市久茂地牧志地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成29年10月20日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年10月19日 沖縄県指令中土第1090号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊舎堂壺川原379番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市比屋根四丁目8番7号マンションK I T A J I M A 305  
大城如輝
- 5 検査済証番号 平成29年8月28日 C第335号
- 6 工事完了年月日 平成29年8月21日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した  
ので、検査済証を交付した。

平成29年10月20日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月30日 沖縄県指令中土第366号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字安里桃原11番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原484番地1パークサイドハウスN A K A ・ F 205号  
新垣勇一
- 5 検査済証番号 平成29年9月7日 C第336号
- 6 工事完了年月日 平成29年8月22日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------